

平成 27 年 5 月 12 日

## 店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務についてのご依頼

来る平成 27 年 9 月 1 日より、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正含む。）第 40 条の 7 に基づき、同条で定義される特定店頭デリバティブ取引を行う場合には、電子取引基盤運營業務を行う金融商品取引業者等又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者の電子情報処理組織を使用して行わなければならないとなります。平成 27 年 9 月 1 日付で改正される金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）（以下「金商業等府令」といいます。）第 125 条の 7 は、かかる電子情報処理組織の使用義務の対象となる特定店頭デリバティブ取引の要件を規定し、同条第 2 項は例外的に一定の取引は特定店頭デリバティブ取引に該当しない旨の例外を規定しています。

International Swaps and Derivatives Association, Inc.（以下「ISDA」といいます。）は、市場参加者の要望を受け、店頭デリバティブ取引の当事者の一方が、金商業等府令第 125 条の 7 第 2 項第三号ロに該当することにより当該店頭デリバティブ取引が特定店頭デリバティブ取引に該当しないことについて、効率的に確認することができる機会を提供することとし、本書面（以下「本依頼書」といいます。）を作成、公表しました。貴法人が金融商品取引業者等である場合、貴法人が金商業等府令第 125 条の 7 第 2 項第三号ロに該当するか否かについて、本依頼書に添付する店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務についての確認書（以下「本確認書」といいます。）のご提出をお願いするものです。

本確認書の内容をよくお読み頂き、そこに記された事項にご同意いただける場合は、以下の手順で本確認書を ISDA までご交付いただくようお願いいたします。

### 【本確認書の交付方法】

- (1) 本確認書で必要とされる事項（本確認書第 1 項における該当事由の選択及び本確認書別紙における貴法人の連絡先）をご記入の上、貴法人の住所、名称並びに権限ある方の役職及びお名前を記載し、ご捺印又はご署名いただいた本確認書の原本の PDF ファイルをご作成ください。なお、本確認書は、貴法人のレターヘッドが使用できない事情があるなどの場合を除き、貴法人のレターヘッドを使用してご作成ください。
- (2) 原本と同一の内容で、権限ある方の役職及びお名前並びにご捺印又はご署名を省略した副本の PDF ファイルをご作成ください。
- (3) 上記(1)及び(2)でご作成いただいた原本と副本の 2 つの PDF ファイルを下記方法によりご送付ください。
  - 電子メールによるご送付：[JapanFIEA@isda.org](mailto:JapanFIEA@isda.org)（専用アドレス）宛てに PDF ファイルを添付してご送付ください。

ご送付いただいた本確認書の副本は、貴法人のご連絡先の情報を除き ISDA のウェブページ ([www.isda.org](http://www.isda.org)) 上で公開され、貴法人と店頭デリバティブ取引を行う相手方が、貴法人との取引が例外に該当するか否か判断する際に利用させていただきます。なお、ISDA はかかるウェブページ上での公開以外には、第三者に対して本確認書を開示することはありません。

以上